

◎新潟県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字大平2146、2147の2、2430の1、2430の4、2430の5、2430の11、2430の12、2430の14から2430の17まで、2430の21、2430の23、2442の2、2448の1、2448の2、2451の2、字外井森2287、2486の1、字井森2470の1、6282の1から6282の3まで、6282の10、6282の11、6282の13、6282の15から6282の23まで、6283、6284、6284の1、6284の4、6284の6から6284の18まで、6287の1、6287の2、6287の4、6287の7、6287の10から6287の13まで、6287の15から6287の17まで、字平間2587の49、2587の56、2587の65、字大瀧ノ尻6247の31

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び湯沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）